

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成26年8月14日

京都市長 門川大作

建築物の所在地、用途及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市北区菖蒲園町66番地1 倉庫業を営まない倉庫 木造平屋建	(建築主) 京都市北区上賀茂菖蒲園町63番地 谷 直続	平成26年 7月29日	工事の施工を停止すること。	建築基準法 第9条 第10項
	(工事請負人) 京都市北区上賀茂畔勝町43番地6 フジモト工務店 藤本 敏春	平成26年 8月1日		

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)